

令和8年第1回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和8年1月19日(月)
開会 15時30分 閉会 16時5分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長 安部 洋子
学校教育課長 柳井 慎也
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 神崎 郁也
社会教育課生涯学習推進係課長補佐兼総括主幹 戸高 直人
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 東 由美子
社会教育課文化財係総括主幹 渡邊 広樹
体育保健課長 藤原 直也
体育保健課スポーツ振興係総括主幹 花房 貢
本日の書記 総括主幹 河野 晃己 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、廣田委員が欠席です。

教育長 それでは、令和8年第1回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員は、平井委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の多田が行います。

教育長の報告

なし

会期の決定等

教育長 本日の教育委員会会議は次第をお手元にお配りしていますが、新たに議案の追加がありますので、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 本日の教育委員会会議の議事に、別綴じでお配りしています議案を追加で提出させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

教育長 事務局から説明がありましたけれども、本日の議事に議案第3号として議案を1件追加したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは本日の議事に議案第3号を追加することといたします。そのほかの議題につきましては、お配りしています次第のとおりです。
会議の終了は16時半を予定しています。よろしくお願いいたします。

教育長 本日の会議の公開、非公開についてですが、会議は原則として公開することになっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。議案第3号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。議案第3号は、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第3号は非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第1号、第2号及びその他(報告事項等)を行い、次に非公開による議事、議案第3号を行いますのでよろしくお願いいたします。

議 事

【議 案】

議案第1号 マリンハウス海人夏館の廃止の決定について

議案第2号 集会所の廃止の決定について

議案第3号 教育長の辞職について

議案第1号 マリンハウス海人夏館の廃止の決定について

教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号マリンハウス海人夏館の廃止の決定についてを議題とします。神崎社会教育課長は説明をお願いいたします。

社教課長 本議案は、佐伯市マリンハウス海人夏館条例に規定されておりますマリンハウス海人夏館について、ここを宿泊施設として管理運営を社会教育課の方でしてきましたが、この施設を令和9年4月1日から観光国際交流課所管の食彩館とあわせて、指定管理対象施設として指定管理を行わせるため廃止をしようとするものでございます。

 今回の廃止に至る経緯につきまして御説明を申し上げますと、令和6年4月に大入島地区公民館をコミュニティセンター化する際、庁内関係課で協議をし、大入島開発総合センターをコミュニティセンターと宿泊機能を有する部分に分け、宿泊機能を有する部分を観光施設として大入島食彩館と一体的に管理運営することを決定しておりました。しかしながら、当時、大入島食彩館は指定管理制度を導入していたことから、次期の指定管理者の選定に合わせて行うこととし、それまでの間、社会教育課において管理をしてきたところでございます。

 今般、令和8年度に指定管理の公募・選定を行う、選定期間に至ったことにより、手続を行うものとしたものでございます。

 本議案を御承認いただきますと、改正の条例案を次回の本委員会にて審議をしていただきまして、佐伯市議会の3月定例会に議案として提出予定ということとなります。

 以上で議案第1号マリンハウス海人夏館の廃止の決定についての御説明を終わります。

教育長 説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

山口委員 海人夏館の宿泊施設の利用、利用率や利用数は、どのような状況にあるんですか。

社教課長 大体ですね年間650前後です。特に令和5年が668、令和6年が687というふうになっておりまして、昨年同時期で言いますと令和6年が12月末で602、令和7年が599ということで、あまり変わりはないような数字となっております。

教育長 ほかにございますか。

 よろしいですか。それでは、議案第1号の承認についてお諮りいたします。議案第1号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第1号については、提案どおり承認といたします。

議案第2号 集会所の廃止の決定について

教育長 それでは次に議案第2号集会所の廃止の決定について、神崎社会教育課長が説明します。

社教課長 議案第2号集会所の廃止の決定について御説明を申し上げます。

本議案は、佐伯市蒲江集会所条例に規定されております尾浦集会所について、尾浦地区の方から財産無償譲渡申請書が提出されたことから、佐伯市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づきまして、尾浦集会所を尾浦地区に無償譲渡するため、当該施設を令和8年4月1日で廃止することを決定しようとするものでございます。

本議案につきましても御承認いただけますと、第1号議案と同様に関連の条例改正案を次回の本委員会にて御審議いただきまして、佐伯市の3月定例会に提出する予定となっております。

なお残り9集会所につきましても、引き続き地区への譲渡を進めていくこととしております。

以上で議案第2号集会所の廃止の決定についての説明を終わります。

教育長 説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員 地区譲渡があったから廃止になるだけで、それがなければずっとそのままということですか。

社教課長 令和9年度までは、地区譲渡を進めていくというか、ずっと進めていくんですけど、基本的には補助金がついていて地区が受けやすい仕組みづくりになっていましたが、令和8年の10月から、今年の10月から補助金がなくなります。となると地区譲渡を受けようとする地区はなかなか譲渡を受けにくいのではないかなというのはあるのですが、担当課としては地区譲渡を進めていくというのがあります。最終的に、補助金が切れた後に補助金の要綱の廃止と集会所の用途廃止をいたします。その際に、引き続きその集会所を使いたいということであれば、今度はもう普通財産の無償貸付けということで、そこの集会所を使っただくと。集会所を使いませんということになれば、違うものに転用するのか、解体をして売却をするのか、土地と建物を含んで売却をするのか、もう補助金はないけど、地区譲渡受けますよというのがあれば引き続き地区譲渡していくというような形にはなっております。

教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。それでは、議案第2号の承認についてお諮りいたします。議案第2号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第2号については、提案どおり承認いたします。

報告事項等

- ・『さいき学(まな)ブック』の完成と市史編さん事業の終了について
- ・次回教育委員会までの主要行事(スケジュール)について

教育長 それでは先に非公開と決定しました議事、議案第3号を行います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項において、自己の一身上に関する事件については議事に参与することができないこととされていますので、ここで私は退席をさせていただきたいというふうに思います。今後の議事進行については、教育長職務代理者である平井委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

平井委員 それでは、教育長に代わり議事を進行させていただきます。

先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係者のみ出席とし、傍聴人等は退室してください。

議 事

議案第3号 教育長の辞職について

平井委員 それでは、議案第3号教育長の辞職について、説明を事務局はお願いします。

=非公開=

=資料を説明=

=同意=

教育長 これで令和8年第1回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16時5分